

シェイエスの人権論——労働による所有論を中心に

浦田 一郎

はじめに

一 シェイエスの人権論

私は、シェイエスの憲法論に関する研究において、所有論がその基礎におかれていることを強調してきた⁽¹⁾。そこで本稿では、彼の所有論の分析を中心に、人権論を検討することにする。彼の所有論が、労働による所有という小生産者的外観を有していることから、彼の憲法論を小生産者的なもの(でもある)とする見解が存在する。しかし、一八世紀の諸人権論と対比することによって、労働による所有論自体、必ずしも小生産者的なものではなかったことを明らかにしたい。

(1) とくに、拙稿「革命初期シェイエスの憲法思想」『一橋論叢』七三卷二号、一二三—一三三ページ。

一七八九年七月二〇、二一日、人権宣言について審議中の国民議会において、彼は、「憲法前文。人および市民の権利の承認および理論的解説」と題する草案⁽¹⁾(以下七月草案と呼ぶ)を発表した。これは、確定人権宣言に大きな影響を与えた重要な草案であり、また彼の人権論の体系をもっともよく表現しているものでもある。

人はその本性から「欲求」と、それを満たすための「手段」を有する(Dans)。人の能力が「人的手段」であり、自然が「外的手段」となる。「人格に対する所有」から、その活動である「労働に対する所有」が認められる。したがって、欲求を満たすのに必要な自然に対して

労働を加えた者は、自然のその部分を所有することができ。それだけで「排他的所有」が成立する (pp. 257, 258)。この労働による所有論は、他人の同意を排除することによって (同意による所有論の排除)、私的所有の成立を可能にする。

シェイエスの自然状態においてすでに所有 (＝他人の所有の排除) が成立し、したがってまた人は相互に関係を結んで生活している (p. 256)。一八世紀の多くの自然法論者とともにシェイエスの場合にも、自然状態において一種の社会が成立しているということが出来る。他人は「手段」としてあるいは「障害」として現われる (p. 256, 257)。そこで描かれているものは、私的所有にもとづく社会的分業の世界である。このような市民社会のあり方は、彼にとって批判の基準ではあっても、批判の対象にはならない。

所有量には欲求や労働による限界がありそうであるが、「手段の大きな不平等」が存在するとされる (p. 257)。所有の限界が何ら論じられず、實際上無限蓄積が正当化される。人格に対する所有は不可譲であるが (七月草案三条)、人格の活動である労働を投下された物は、人格

自体から独立する。このようにして労働による所有論は交換を基礎づける。また労働に対する所有には譲渡の禁止が及ばないから、労働の売買も可能になる (「社会における人の権利の宣言」——以下八月草案と略す⁽³⁾——五条)。したがってまた労働を投下された物は、労働を買

い取った者の所有に帰し、労働した者の所有物にはならない。⁽⁴⁾

手段の不平等の生成による自然秩序の動揺が、社会契約による社会状態への移行の契機となる。社会状態は、「手段の不平等」に対して、手段の平等ではなく、「権利の平等」を保護する (p. 257)。動揺した自然秩序の国家による回復が、社会契約の目的となる。したがって社会秩序は、「自然秩序の続き、補充」ということになる。所有は、「一般的協約の力によって一種の法的承認を付与」される。自由は、人的・物的所有の行使の安全と定義され (p. 258)、所有から統一的に説明される。

「政治的権利」は、所有権や自由などの「自然的・市民的権利」実現のための手段ということになる (p. 259)。

(1) Archives Parlementaires (以下 A. P. と略す), 1^{re} série, t. 8, pp. 256—264.

- (2) 深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説(一)」『北大法
学論集』一五卷一号、一三二頁。
(3) Déclaration des droits de l'homme en société, 12
août 1789, A. P., t. 8, pp. 422—427.
(4) 労働による所有論の分析について、田中正司『ジ
ン・ロック研究』、未来社、一九六八年に多くのものを負
つゝる。

二 一八世紀の人権論

このようなシェイエスの人権論の特徴を明らかにする
ために、一八世紀の人権論を概観してみることにしよ
う。

フランス革命に対して直接の影響を与えた思想の流れ
の代表として、フィジオクラット、アンシクロペディ
スト、ルソーをあげてよいであろう。アンシクロペディ
ストを真ん中において、その右側にフィジオクラット、左
側にルソーを見ることも、常識としておこう。そのうえ
でそれぞれについて、所有論を中心として人権論の構造
を簡単に見てみることにする。

まずフィジオクラットについて。フィジオクラシーの
創始者であるケネーとその弟子達の関係をどう見るかは

一つの論点であるが、「経済表」によって思想上の立場
を確立したケネーによって、フィジオクラットの人権論
を検討する。その場合、「自然権論⁽¹⁾」と「中国の専制政
治」のとくに八章が重要であり、「農業王国の経済的統
治の一般原則⁽³⁾」も参考になる。

「自然法」は、「人類にとっても有利な自然秩序の法」
と定義され、同時に「社会を構成する法」ともなる (pp.
374, 375, 637)。「経済表」に示された、(自然や)社会
の法則は、人類にとってみればもっとも有利な自然秩序
の法となる。⁽⁴⁾

「人がその享受に適する物に対して有する権利」は、
「他人の占有権をおかすことなく、労働によって獲得さ
れた、自然権の有効な占有によって決定される」(pp. 367,
646)。所有の起源を労働に求めていると見てよい。こ
ろで自然の物を獲得するためには、「肉体と精神の能力」
および欲求実現のための「手段」と「道具」が必要であ
る (pp. 367, 368)。しかしながらこれらについて考察し
てみると、「なおそこには人の自然権の享受に関する大
きな不平等が見い出されるであろう。この不平等は、そ
の原理においては正義とも不正義ともならない。それは

自然の法の結合から生じるものである」(p. 368)。したがってこの不平等自体は何ら規制されるべきものではない。ここでいわれている不平等は、欲求や労働をめぐる不平等のみを意味しているわけではなく、「手段」や「道具」、すなわち生産手段の不平等を含む。「経済表」において地主を中心とする経済社会のあり方を描いていたケネーにとって、不平等こそが立論の基礎におかれる⁽⁵⁾。

国家形成以前の状態は、「孤立の状態と群居の状態」の二段階をなすが(p. 371)、前者において労働による所有が始まっている。前者から後者への移行は、「全く客観的な過程」⁽⁶⁾であり、またルソーにおけるような積極的な意味もない。「社会内の協業」(p. 372)によって特徴づけられる後者において、経済社会が成熟してゆくと、所有の保護のために、「実定法」と「主権的権力」が必要となる(p. 373)。「したがって従属的地位に、というよりむしろ実定法と後見的権力 *autorite tutelaire* の保護のもとにおかれた人々は、所有者としての能力を大いに伸ばし、その結果自然権を制限するどころか、その行使を大いに拡張する」。統治体の形成においても社会契約はほとんど全く考慮されず、それは自然状態からの法

則的發展として描かれる⁽⁷⁾。

実定法や後見的権力の目的は、自然法の遵守(p. 637)したがって所有権と自由の保障であり(p. 374)、またそれに限られる。君主も啓蒙のための教育を受け、自然法に従う必要がある(*physiocratie* || 自然の支配)⁽⁸⁾。ケネーは種々の特権や独占を批判し(p. 655)、穀物取引の自由その他の「商業の完全な自由」、「競争の完全な自由」(p. 336)を主張する。

つぎにアンシクロペディストについて。啓蒙思想家の統一戦線であるアンシクロペディーには、ケネー(「明証」・「穀物」の項担当)やルソー(「政治経済」の項担当)も参加しており、そこに見られる思想はかなり多様である。そこで、社会に関する多くの項目を担当し、編集者でもあったデイドロを中心に、アンシクロペディストの人権論を考えてみることにしたい⁽⁹⁾。

「所有」の項はデイドロが執筆しているが、所有の起源に関する正面だった議論はない。「家族の父親が労働によって蓄積した財産」(デイドロ「所有」、t. 16, p. 433)というようにところからすれば、労働による所有を考えたいように見えるが、⁽¹⁰⁾ 確かなことはわからない。

「自然状態」(ジヨクール、訳、一九八ページ以下)は、「自然法」(ディドロ、t. 14, pp. 296 et s. 訳、二〇六ページ以下)のもとで、「完全な自由の状態」であり、「平等の状態」である(訳、一九九ページ)。所有が認められ、「あらゆる種類の約束」が存在するというのであるから(訳、二〇一ページ)、アンシクロペディアの場合にも、自然状態である種の社会が成立しているといえる。ただしここでは「法律」、「裁判官」、「強制権」が欠けている(訳、二〇三、二〇四ページ)。

政治社会への移行にあたって、人民と主権者のあいだで結ばれる服従契約(ディドロ「政治的権威」、t. 13, p. 392、訳、二二三ページ)は、自由と財産の保存を目的とする。そのために「各人はその自然的独立の一部を放棄」しなければならず(ディドロ「主権者」、t. 17, p. 167、訳、二二六ページ)、その放棄は財産の場合には税という形をとる(「所有」、t. 16, p. 439)。これは典型的な一部譲渡である。

政治体の形成において、「貴族、武士、僧侶、行政官、商人、工業主、耕作者(ただし土地所有者に限られる——筆者)」は、それぞれ代表権を有し(ディドロ「代表

者」、t. 17, p. 11)⁽¹²⁾、主権者はこれらの階層間のバランスをとらなければならない(pp. 19, 20)。というのは、「議会は、それが有益で正当であるためには、その財産によって市民とされている人々で構成されなければならない」(p. 18)からである。「市民をつくるのは所有権である。」「代表者が国民の願いを表明するためには、彼らの利益が財産の絆によって互いに不可分に結合されていなければならない」(p. 20)。

なお「奢侈」(サン＝ランベール)の項においてであるが、「奢侈や、奢侈にみちびく情念は、共同体の精神や、共同体の利益に従わしめなければならない」(訳、二六五ページ)とし、「極端な食欲は、最も行き過ぎた私有財産の精神を伴わずにはいない」(訳、二七〇ページ)とする。私有財産の精神と共同体の精神が対置され、後者に大きな役割が期待されているように見える。アンシクロペディアではフィジオクラットと異なり、たしかに財産の不平等が問題としてとりあげられている。

しかしながらそこで批判されているのは、「私有財産の精神」自体ではなく、「最も行き過ぎた私有財産の精神」のみであるように思われる。前後の記述からすれば、

それは基本的には特権とそれに伴う悪弊を指していると考えられる。それに対する批判の原理が「共同体の精神」である。「もし……排他的特権をあたえることが全くなく、財政の体系が富をつみ重ねることも全くなく、政府が高官の腐敗を容易にすることもないとすれば、……極端な貧乏と極端な富のいずれも稀になるだろう」(訳、二七七、二七八ページ)。そこに見られるのは、封建的特権から解放された生産力の発展に対する信頼である。したがって、そのような意味における「共同体の精神」を前提としてこそ、真の「私有財産の精神」はよりよく展開することになる。このように、問題としてとりあげられた財産の不平等の解決は、生産力の解放・発展に期待されているのであって、所有権に対する政治的・積極的規制は主張されていない。この点ではフィジオクラットと本質的な違いはないと見てよいのではないか。

最後にルソーについて。「自然状態」はまず孤立の状態として描かれる。「社会の基礎を検討した哲学者達は、だれでも自然状態にまでさかのぼる必要を感じたが、しかし彼らのうちだれもそこへは到達しなかった。……結局、どの人もたえず欲求、食欲、圧迫、欲望、傲慢につ

いて語りながら、自分達が社会のなかで得た観念を、自然状態のなかに持ち込んでいたのである。彼らは未開人について語り、しかも文明人を描いていたのである⁽¹⁴⁾。伝統的な自然状態論によって自然なものとされていた社会のあり方も、ルソーの場合には批判の対象となる。

人間の最初の配慮は「自己保存」であるが、豊かな自然のなかではそのために労働は必要とされない。しかし人間が増えると、労働の必要が生じ、それに伴って所有が生まれる。最初の所有は、土地に対する所有を含めて、労働にもとづくものと思われる⁽¹⁵⁾。したがってそれには、自己保存に必要であり、「労働と耕作」によるという、量的・質的限界が設けられることとなる⁽¹⁶⁾。

しかし社会生活が進み人間が変質すると、所有が自己保存や労働から離れて、かえって労働による所有を排除する。失われた自己保存の回復を求めて、社会契約が結ばれる。そこで「われわれのおのおのは、その人格とすべての力を共同にして、一般意思の最高指揮のもとにおく。そしてわれわれは、各構成員を全体の不可分の一部として、一体のものとなるように受けとる⁽¹⁷⁾。」そこで行なわれるのは全部譲渡(—譲受)である。したがって、社

会を前提したままで政治体のみが形成されるのではなく、社会契約によって社会から構成し直され、新しい社会—政治体が形成される。ルソーが自然状態を孤独の状態から批判的に描こうとしたことが、決定的な意味をもつ。⁽¹⁸⁾

全部譲渡であるから、所有は社会契約と一般意思に依存する。労働による所有によって追求された自己保存の確保が、社会契約に期待される。(社会)契約にもとづく所有によって、新しい社会で労働による所有の回復が図られる。その意味で、ルソーの到達した所有論は、契約による所有といふことができる。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾ ロックに見られるような労働による所有論の一般的定式化は、ルソーには存在しない。他の論者によって無自覚に立論の基礎におかれていた、労働による所有の変質に対して、それを批判することがルソーの問題であったからであろう。このようにして、問題は主権・一般意思に移る(「社会契約論」、『ボーランド統治論』)。

(1) Quesnay, Le droit naturel, Journal de l'agriculture, du commerce et des finances, 1765, Oeuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay, publiées par A. Oncken, Paris, 1888, pp. 359—377. 島津・菱山訳『ケ

ネー全集』有斐閣、一九五二年、五二—八一ページ参照。

(2) Quesnay, Despotisme de la Chine, 1767, Oeuvres, pp. 636—660.

(3) Quesnay, Maximes générales du gouvernement économique d'un royaume agricole, 1767, Oeuvres, pp. 329—358. 戸田・増井訳『経済表』所収、岩波文庫。

(4) 「法」と「法則」の関係からケネーの自然法論を分析したものととして、恒藤恭「法哲学史の観点から見たケネーの自然法思想(1)(2)」『季刊法律学』、一五、一六号。

(5) 渡辺輝雄「ケネーの『箴言』について」『関西大学経済論集』、二二卷五・六合併号、五三—一〇二ページ以下。

(6) 平田清明『経済科学の創造——『経済表』とフランス革命——』岩波書店、一九六五年、二二—〇二ページ。

(7) 坂田太郎「フランソワ・ケネー——『自然権論』を中心にして——」『一橋論叢』、五三卷四号、四〇—三三三ページ、同「重農主義と自然法思想——ケネー、デニボンに寄せて——」『一橋論叢』、五八卷四号、四三—一〇二ページは、契約説に対するケネーの懐疑を指摘する。

(8) 木崎喜代治『フランス政治経済学の生成』、未来社、一九七六年、一三—一〇二ページ以下参照。

(9) Oeuvres complètes de Diderot, éditées par J. Assézat et M. Tournoux, Garnier Frères, Paris, 1876. と桑原武夫訳編『百科全書』、岩波文庫、一九七一年による。

(10) 河野健二『フランス革命とその思想』、岩波書店、一

- 九六四年、七二ページ。
- (11) 桑原武夫編『フランス百科全書の研究』、岩波書店、一九五四年、一四四ページは、ホッブスやルソーと対比して、「百科全書派は、……服従契約の伝統的カテゴリーによりつつ、社会契約を視野のそとにおこうとする」としてゐる。
- (12) 河野前掲書、一一一ページは、ブルーストによって「代表者」の執筆者をドルバックとしてゐる。
- (13) 同書、七三ページ以下、河野健二『革命思想の形成』ミネルヴァ書房、一九五六年、一九二ページ以下は、この点を強調する。
- (14) Rousseau, Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes, 1755, The political writings of J.-J. Rousseau, edited by C. E. Vaughan, Blackwell, Oxford, 1962, v. 1, pp. 140, 141. 小林善彦訳「人間不平等起源論」『世界の名著・ルソー』中央公論社、一一九ページ参照。
- (15) Ibid., pp. 177, 178. 訳、一五六ページ参照。
- (16) Du contrat social ou principes du droit politique, The political writings, v. 2, pp. 37, 38. 平岡・根岸訳『社会契約論』角川文庫、一九六五年、三七ページ参照。
- (17) Ibid., p. 33. 訳、二九二ページ参照。
- (18) 自然状態論と社会契約論の関係について、Derathé, J.-J. Rousseau et la science politique de son temps,

J. Vrin, Paris, 1970, p. 130.

- (19) 野地洋行「ルソー『社会契約論』の理論構造と資本主義(下)」『三田学会雑誌』、六〇巻八号、一一八ページ参照。ただし問題意識の異なるところがある。

(20) 所有論の具体的な構造については、さしあたり阪上孝「ルソーとブルードン——所有と共同体——」、桑原武夫編『ルソー論集』、岩波書店、一九七〇年、参照。

三 一八世紀の人権論とシュイエス

フランス革命に影響を与えた人権論を、とくに所有論に即して整理する場合、ロック型のものとルソー型のものとの区別が必要であろう。⁽¹⁾ ロックの所有論は労働による所有論であり、そこにはすでに、人格に対する所有の不可譲渡性、労働に対する所有の譲渡可能性、労働にもとづく所有による同意の排除、貨幣の導入による無限蓄積の正当化、所有権保障のための政府設立などの議論が見られる。⁽²⁾ フィジオクラットやアンシクロペディストの議論が、ロックのこの理論を基礎にしていることは明らかであり、この点に関する異論は見当たらない。ルソーの場合には、ロックの労働による所有論の影響を受けつつ、それを含むロックの理論を意識的に批判の対象にのぼら

せて、社会契約論にいたる。

すでに述べてきたところから明らかなように、シェイエスの人権論の基本構造はロック型であり、コンディアックやボネとともに、ロックからもっとも「大きな満足」を得ていたことは、シェイエス自身が言明している。⁽³⁾

一八世紀の思想家達の理論的基礎に多かれ少なかれおかれていた労働による所有論は、当時存在していた小生産者の生産のあり方をモデルとする言葉で語られている。しかしこのような、独立した小生産者による、小生産手段を使った、主として生存のための生産を、もっとも徹底して正当化しようとした所有論は、ルソー型のものであって、ロック型のものではない。すでに示してきたように労働による所有論も、それが生存目的から解放されるときは、無限蓄積を正当化し、かえって労働と所有を切断する論理構造を有する。したがってシェイエスが、「所有と労働の結合」のうえに「独立の小生産者の社会」を想定していたとし、その根拠として労働による所有論をあげる議論は、納得しがたい。彼の思想は、「権利の平等」による「手段の不平等」の固定・拡大を核としているのであって、基本的な平等のうえに成立する

「小生産者の世界」とは異質である。

「第三身分論」は冒頭で、農業、工業、商業などの「私的労働」 *travaux particuliers* を負担しているのは第三身分であるにもかかわらず、労働しない特権身分が「公務」 *fonctions publiques* を独占しているとする。このような形で特権身分を批判している。⁽⁵⁾ このことは、自己労働にもとづく小生産者のな市民社会—国家のあり方を要求しているように見えるが、そうではない。ここでは「私的労働」の世界のあり方を前提として、「公務」における特権がもはや不用・不当であることをいおうとしているのである。彼が革命の対象としているのは、「政治的秩序」(冒頭二番目の問題提起参照)に限定されている。⁽⁶⁾ 「われわれがここで第三身分について考察しなければならないのは、その市民的地位においてよりも憲法との関係においてである。」⁽⁷⁾ したがって、「政治的秩序」において特権が廃止されさえすれば、国民は「より大きな何ものか」になるのである。シェイエスは、「公務」に対して「私的労働」を対置しているだけであり、「私的労働」の世界として小生産者の社会を要求しているわけではない。「私的労働」の世界—市民社会のあり方は、

政治批判のための前提であって、それ自体は何ら批判・検討の対象とはされていない。冒頭の文章については、この点こそ注意されるべきであろう。したがってアンシヤン・レジーム下の既得の経済的利益⁽⁸⁾「手段の不平等」⁽⁹⁾が、新しい社会において再生し、特権身分が、特権身分としてではなく、所有権者として生き続ける可能性が与えられている⁽⁹⁾。

主権論においてもシェイエスはルソーと異質である。君主主権であると人民主権であるとを問わず、国家権力の範囲を人権保護の最小限のものに限定しない主権理論に、シェイエスは批判的である（共和暦三年憲法制定過程における演説⁽¹⁰⁾）。このような無制約の権力を想起させるとして、「主権」*souveraineté* という言葉の使用自体を避ける。この点では「第三身分論」も同様である。そこで強調されている憲法制定権力⁽¹¹⁾主権の実定法に対する無制約性も、自然法による憲法制定権力に対する制約を前提としている⁽¹¹⁾。彼がルソーの人民主権論の影響を受けていたことは明らかであるが、革命期全体を通して見れば、むしろそれとの対決こそ彼の課題の一つであったとい⁽¹²⁾てよい。実際にも、ルソーの思想がより大きな力を

得ていた革命中期には、彼は「革命のもぐら」として舞台から退かなければならなかった。

ところで、フィジオクラットとシェイエスのあいだの思想的系譜を強調する見解もある。「その全体構造において、また個々の文言において」⁽¹⁴⁾近似していると、あるいは「社会状態を自然状態の延長・補完としてとらえ、社会における経済関係にたいして政治権力が積極的介入を行なうなどの点で、きわめて類似した構成がとられている⁽¹⁵⁾」とす。

シェイエスとフィジオクラットのあいだで多くの接触のあったことが指摘されており、⁽¹⁶⁾「手段の不平等」というような言葉は、ケネーから引きつがれたもののようにも思われる。しかしながら全体構造や文言の類似性は、フィジオクラットもシェイエスもともにロックの思想を基礎においているからであり、むしろシェイエスとロックのあいだの類似性を指摘する方が、おそらくはるかに容易であろう。全体構造や文言の類似性は、フィジオクラットとシェイエスのあいだの思想的系譜の根拠として弱い。

また次のようにも議論される。シェイエスの描く国家

は、「人間の権利」としての自然的権利を消極的・不作為的に保障するだけでなく、救済や教育を受ける権利のような「市民の権利」を保障することによって、「個人的手段に不足するものを積極的に補完する」。したがってそれは、「消極的にして積極的、受動的にして能動的な国家」である。他方ケネーにおいても、「laissez faire, laissez passer」との文言によって通常観念されるのとはむしろ反対に、「……国家は能動的・積極的に活動する存在である」⁽¹⁸⁾。この点でも類似性があるとす。しかしこれにも疑問がある。

まずケネーの国家が追求する「共同利益」は、独占や特権の規制を内容としている⁽¹⁹⁾。どのような意味においても社会権的なものは考えられておらず、したがってまた経済的自由権に対する制限も主張されていない。国家の積極的な活動は、特権や独占を規制することによって、経済的自由権を実現するためになされる⁽²⁰⁾。シェイエスの国家の基調も同様であることは、「第三身分論」が示すとおりである。

彼の示す「社会状態の利益」の中心は、「自由の保障」であり、そのうえで「社会状態の他の諸利益」が触れら

れているにすぎない。そのようなものとして、公的財産の利用、救済や教育を受ける権利、国際関係などがあげられており、積極的な権利と見られる救済や教育を受ける権利はその一部にすぎない。これらの権利は七、八月草案に出てくるだけであり、「第三身分論」をはじめ他の著作には見当たらない。彼の理論体系のなかでどれほど確かな位置を占めているのか、必ずしも明らかではない。

また「排他的所有」は自然状態においてすでに成立し、「社会状態は一般的協約の力によってさらにこれに一種の法的承認をつけ加える」。ここでは、所有権が完全な法的効力を獲得するためには、「一般的協約」≡社会契約が必要であるとともに、自然状態の「排他的所有」がそのまま社会的にも正当化されることが述べられている。したがって、所有権に対する積極的な社会的規制の可能性が排除されているということができる。このような所有権についての考え方を前提にしたうえで、救済や教育を受ける権利が語られているのである。

シェイエスの国家が関心をもつのは権利の平等のみであり、手段の不平等は放任される。そうであっても各人

は、自然および人間を手段として、自己の欲求を満たすことができるとするのが、彼の基本的な論理である。したがって救済を受ける権利を考えると、それは例外的場合ということになるのではないであろうか。「不幸な境遇(。。。。筆者)によって欲求の充足を余儀なく無力にさせられている市民は、仲間の市民その他の救済を受ける正当な権利を有する。」この権利は、権利の平等—手段の不平等の論理の例外ないし補完ではあっても、それと対立したりあるいはそれを修正したりする原理ではない。⁽²²⁾ その点では教育を受ける権利も同様である⁽²³⁾。

以上の点から、フィジオクラットについてもシェイエスについても、その国家像に積極的・能動的な面があるとするには疑問がある。したがって、その点に両者の類似性があるという指摘にも賛成しがたい。

さらに両者の積極的な対立点も指摘せざるをえない。バステッドによれば⁽²⁴⁾、シェイエスは一七七二年の一文のなかで、フィジオクラットは自然の認識で満足していると批判し、結果を統御する社会「技術」の役割を強調していた。自伝のなかでも、エコノミスト(=フィジオ

クラット)の政治体系に対する拒否的態度を示している⁽²⁵⁾。フィジオクラットは、「自然秩序の支配」という考え方を通して、生まれつつある資本主義的生産のあり方を認識していた。しかしこのような「自然秩序の支配」による問題解決(経済の重視)は、彼らがそのための政治的変革=革命を考えていないことを示している。だからこそ、自然秩序を認識しその実現にあたる君主の政治的役割が強調される(合法的専制主義 *despotisme legal*—政治の重視)。

シェイエスも経済の基礎のうえに政治を構想する。社会秩序=自然秩序の続き・補完という論理がそれを保障していることは、すでに見てきたところから明らかであろう。しかし同時に、政治を社会技術として構成することによって、その独自性を強調する⁽²⁷⁾。このような態度は一面、フィジオクラットと異なり、政治の現実から一旦独立して、政治変革の理論構成(憲法制定権力の超実定性)を可能にした。他面この政治重視、政治への関心の集中は、どのような経済変革も考えない彼の態度⁽²⁸⁾と結びついている。ルソーにも触れておけば、彼の政治重視は(経済)社会変革のためのものというべきであり、した

がって彼にとつて、政治は単に技術にとどまることはできなかつたであらう。

シェイエスは、農業だけではなくすべての労働に価値を認め、さらに農業より商工業、いなかより都市を重視していたようである。このような態度は第三身分論の随所からうかがうことができる。この点もフィジオクラットとの違いとして指摘しておく必要がある。

バステイドによれば、⁽²⁾シェイエスに影響を与えた思想家として、すでに検討したロック、フィジオクラット、アンシクロペディスト、ルソー以外に、コンディアック、ボネ、ヴォルテール、スミス、スピノザ、マブリ、モンテスキューなどが問題となりうる。シェイエスの思想がロック型のものであることは確認できても、それ以上進んで特定の思想家との系譜を論ずることは、おそらく無理であろうし、危険でもある。フィジオクラットは勿論アンシクロペディストも、身分の区別のない社会を十分に構想することができなかった。アンシクロペディストが考えていたのは、せいぜい財産にもとづく各身分の公平な代表である。ロック型の思想のうえに国民の憲法制定権力を構想し(身分の代表から国民の代表への転

換)、種々の巧みな「社会技術」を生み出したことを、シェイエスの功績としてよいであらう。

(1) 藤田勇『営業の自由』と所有権観念、高柳・藤田編『資本主義法の形成と展開・1』、東大出版会、一九七二年、四二ページ以下も、このような区別を含む、杉原泰雄「主権と自由」、芦部信喜編『近代憲法原理の展開・I』、東大出版会、一九七六年、とくに六ページ以下は、ロック・モンテスキュー型とルソー型の二つの憲法思想を識別する。

(2) Locke, *Two treatises of civil government*, Everyman's library, chap. 5, 鵜飼訳『市民政府論』、岩波文庫、五章。

(3) Sieyès, *Notice sur la vie de Sieyès*, juin 1794, Bibliothèque Nationale, Ln^r. 18956, pp. 7, 8. 言語論、社会理論などの面におけるロックの大きな影響について、Bastid, *Sieyès et sa pensée*, Hachette, 1970, pp. 291 et s.

(4) 遠藤輝明「フランス革命史研究の再検討」、岡田与好編『近代革命の研究・上』、東大出版会、一九七三年。論者も「七月草案」によってシェイエスの労働による所有論を展開しているが(二二八、二二九ページ)、「手段の平等」論には全く触れていない。「手段の不平等」論は七月草案のなかでもっとも重要な論点の一つであり、そのうえに「受動的市民」論―制限選挙論も展開されるのである

- が (A. P., t. 8, pp. 259, 260) この点も触れられてい
なす。
- (5) Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers état?*, janvier 1789,
édité par Zapperi, Droz, Genève, 1970, pp. 121, 122.
大岩訳『第三階級とは何か』岩波文庫 二二二、二四一
頁参照。
- (6) ただしアンシャン・レジームにおいて、「政治的秩序」
の少なくとも一部分が市民社会の秩序と未分化である。その
限りで市民社会のあり方も問題となるが、シュイエスにと
ってそれは結果にすぎない。
- (7) Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers état?*, p. 129 訳、
三二一頁参照。
- (8) 「財産や才能の不平等は年齢、性、身長、色などの不
平等のようなものである」(Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers
état?*, p. 208 訳、一一四頁参照)。財産の不平等は
シュイエスにとって所与の前提であり、年齢などと同様に
本来批判の対象となりえないものである。
- (9) この点について、前掲拙稿「一七ページ参照」。
- (10) L'Ancien Monieur, Plon Frère, t. 25, p. 292.
- (11) Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers état?*, p. 180 訳、
八四ページ参照。かつて「第三身分論」における主権論を
人民主権と解したことがあったが(拙稿「一七八九年にお
けるシュイエスの主権理論」『一橋研究』二三号、三二頁
以下)、そのような理解に問題があるということについて
- て、前掲拙稿「革命初期シュイエスの憲法思想」とくに
二〇、二二ページ参照。
- (12) ルソーの人民主権論の歪曲は二つの方向においてな
れうる。一つは一般意思の全体意思への解消の方向であり
もう一つは一般意思の個別意思からの切断の方向である。
シュイエスの方向は後者であり、ルソーとシュイエスの関
係も、このような歪曲を媒介にはじめて問題になりう
る。
- (13) 拙稿「共和暦三年のシュイエス」『一橋研究』二六号、
およびとくに彼の憲法論の総まとめとしての共和暦八年憲
法草案について、拙稿「フランス革命とシュイエス」『山
形大学紀要(社会科学)』七巻二号。
- (14) 稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣
言』」東大社研編『基本的人権・3』東大出版会、一九
六八年、一一四ページ。
- (15) 三輪隆「一七八九年の権利宣言における政治的権利
(その二)」『早稲田法学会誌』二七巻、二五六ページ。
- (16) Bastid, *op. cit.*, p. 310.
- (17) 三輪前掲論文(その一)、『早稲田法学会誌』二六巻、
八〇、八一ページ。
- (18) 同、九〇ページ。
- (19) Quesnay, *Oeuvres*, pp. 655, 656.
- (20) 初期独占が排除された後の産業資本主義段階と異なり、
市民革命前後の経済的自由主義は、独占を容認ないし放任

するような形では主張されえなう。

(21) A. P., t. 8, pp. 258, 259.

(22) 八月草案四章一条 (Ibid., p. 426) が、「衣食の予防」の観点から「慈善」について規定しているのは、「治安対策」を想起させる。

(23) 田中前掲書二八八ページ以下によれば、労働による所有論は貧困の原因を本人に帰責することを可能にし、したがって労働強制と結びつくことがある。そのような観点からの救済や教育の重視が、すでにロックのなかにあったとされる。

(24) Bastid, op. cit., p. 311.

(25) Sieyès, Notice sur la vie de Sieyès, pp. 9, 10.

(26) ハーバーマス、細谷訳『理論と実践』、未来社、一九七五年、七三ページ以下は、フィジオクラット(合法的専制主義)とルソー(一般意思による裏返し)の専制主義)の共通性と、それらとロック流のアングロ・サクソン系の自由主義との相違を指摘する。このような立論は、フィジオクラットとルソーの政治重視の意味の違いをあまりに軽視してはいないであろうか。

(27) 「シェイエスは、社会創造の技術的性格をおそらくもつとも深く感知した政治家である」(Groehnyen, Philosophie de la Révolution française, Gallimard, Paris, 1956, p. 183, 井上訳『フランス革命の哲学』、法政大学出版社、一九七七年、二〇六ページ参照)。

(28) Zapperi, Introduction de Qu'est-ce que le Tiers état?, p. 44.

(29) Bastid, op. cit., pp. 289 et s.

おわりに

シェイエスの労働による所有論は、物的手段の所有とともに人的手段(労働)の所有を認める。このようにして、人的手段しか所有しない「受動的市民」にも、所有者としての市民の資格を認める論理を用意している。しかし勿論、所有の利益を体現して国政のうえで積極的に活動することが期待されているのは、物的手段を所有し税を納める「能動的市民」である。彼らだけが「社会的企業の真の株主」であり、「結合体の真の構成員」である。

ところで代表者が実現に努力しなければならないのは、一部の市民にのみかかわる利益の特権ではなく、受動的市民を含む全市民に「共通の利益」である。それは、全市民に対する所有者としての資格の承認のうえになりつつ、「権利の平等」の確保といいかえることができる。したがっておそらく、制限選挙をしいても、命令的委任を

禁止しても、共同利益が実現されうると考えられているのであろう。さらに社会的分業の観点を重視するシェイエスからすれば、「労働の機械」⁽²⁾となつてしまつて、大部分の人間にとって、政治も専門家に任せられた方が、彼らの利益もかえつてよく守られるということになるのであろうか。

ロック——シェイエス型の労働による所有論は、所有に対する社会的規制を排除することによつて、市民革命期にはアンシャン・レジーム下の既得の利益の存続・再生を可能にする⁽³⁾。シェイエスは、封建的特権の無償廃止の強烈な反対論者である⁽⁴⁾。革命期の他の多くの革命家と同様に、彼は資本主義の展開を理解していなかつたであろう。しかし彼の理論は、所有に対する社会的拘束の排除、無限蓄積の正当化、労働力の商品化の肯定などを含んでいた。それは、やがて本格化する資本主義の発展に

対応しうる構造をも、有してゐたといえるであらう。

(1) A. P., t. 8, p. 259.

(2) Sieyès, *Dire sur la question du veto royal*, A. P., t. 8, p. 594.

(3) それに多かれ少なかれ付着する封建的支配の残存を断つのは、ルソー型の社会契約論による所有の再編制である。しかしその生存目的に向けられた小生産者の所有論は、資本主義の発展にとつて桎梏になるであらう。

(4) Sieyès, *Opinion sur l'arrêt du 4 relatif aux dîmes*, 10 août 1789, A. P., t. 8, pp. 387—389, *Observations sommaires sur les biens ecclésiastiques*, 10 août 1789, A. P., t. 8, pp. 389—394, *Mémoire sur le rachat des droits féodaux*, 27 août 1789, A. P., t. 8, pp. 499—503. 前掲拙稿「革命初期シェイエスの憲法思想」一六六頁以下参照。Zapperi, *Sieyès et l'abolition de la féodalité en 1789*, A. H. R. F., No 209, pp. 321—351 及び問題について詳細な分析を加えてゐる。

(山形大学講師)